

號輯特員動總精神民國

號 七 第

報 部

日一十月一十年二十和昭

○國民精神作興週間に當りて
(國民精神總動員本部)

○戰時經濟に對する
一般國民の心構へ

○防空法施行に當りて
(總督官房調査課)

○本島にける献金狀況
(內務局防空課)

○發しては萬朶の櫻
(臨時情報部)

美談集錄
(五)

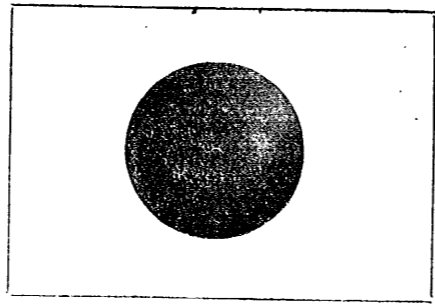
附錄事變日誌
(臨時情報部)

府 督 總 灣 臺

部 報 情 時 臨

昭和十二年九月廿三日第三號郵便認可
昭和十二年十一月十四日發行
(毎月一日、十一日、廿一日發行)





舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

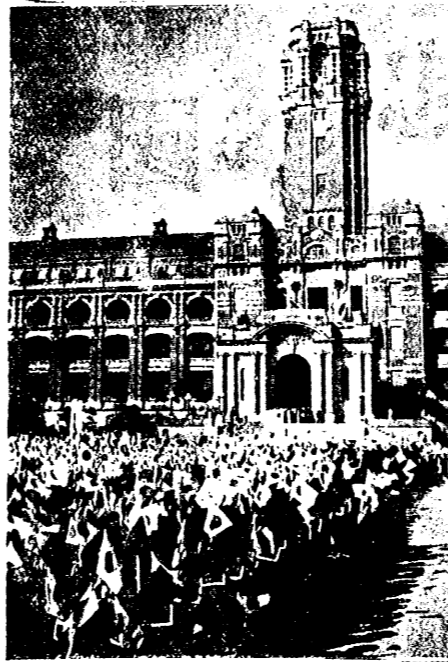
實行躬踐實

臺灣總督府
國民精神總動員本部

◀ 誠 赤 だ た 心 一 兆 億 ▶

臺灣神社に皇軍武運長
久の祈願を望むる島民

皇軍大勝祝賀行列の萬歲
に應ふる小林總督森岡總務
長官 ←



列行旗の生學女るけ於に前府督總个
小る祈を運武の軍皇てき額に前神→
童兒校學公

國民精神作興週間に當りて

臺灣總督府國民精神總動員本部

歐洲大戰後の我が國の經濟界は頓に活況を呈し、企業は續々として興り、産業亦之に伴つて發展し、大小の成金が一時に輩出して國民の富は著しく増加した。その結果として、輕佻浮薄の氣風が國民一般の間に擴つて來たのである。

斯る社會情勢の下にあつた大正十二年九月突然かの關東大震災が起り、その慘害は實に言語に絶するものがあつた。而して此の災害は一面からすれば、輕佻浮華に陥つた國民をその惰眠から覺ました一大警鐘だとも云へる。併し災害は餘りに悲惨慘愴を極めてゐた。そのため國民の氣風はいたく荒廢馳緩し且當時の我國の國際的地位も實に寒心に堪へないものがあつたのである。畏くも

大正天皇にはいたく御軫念遊ばされ、一般に荒怠馳緩せんとする國民の精神氣魄を大に緊張振作せしめんとすの御勸慮から、大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔書を下し給うて國民の奮ふべき所を親しく御諭し給うたものと拜察するのである。寔に忝けなくも畏き極みであつて、この詔書を拜して國民は全く暗雲を排して天日を仰ぐの思ひをしたのである。

昭和六年滿洲事變勃發以來、東亞の政局は愈々重大性を加へ、國內情勢亦益々複雑となり我が國は

所謂非常時局に直面したのである。この非常時下に於ける全國民の精神的總動員を促し、民心の振作を圖り以て時局の打開を圖る爲、昭和八年詔書發十週年を記念して、官民協力の下に「國民精神作興週間」を設定し一大國民運動を起したのである。即ち「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ」と宣へる。聖旨を奉體し、彌々國體精華の發揚、國民精神の作興に努め、國民各自職分淬勵の裡に其の決意を新にし、盡忠報國の誠を效さんとしたのである。而して今年は其の第五回目の週を迎ふるに至つたのである。

然るに、去る七月七日蘆溝橋事件に端を發せる今次の支那事變に關し、時局に對處して「國民精神總動員」を實施し官民一體となつて國民精神作興に關し一大運動を起したのである。

この國民精神總動員實施中に於ける今年の國民精神作興週間は自らその意義を加へ、一段の強調を必要とするのである。仍ち國體の本義を明にし、日本精神の體現を期せねばならぬ。茲に於て我々一般國民は國體を明徴にし、事變に關する正しき認識より出發し、日本の國力、東亞に於ける安定勢力としての位置を確認し、我が國の歴史的使命の達成を期する爲剛健なる國民精神の振作更張を圖らねばならぬ。

今次事變の發生以來、我が國は東洋平和と人類永遠の福祉確保の大義に立脚せる帝國不動の大方針に基き、只管隱忍自重不擴大の方針を堅持し専ら支那の反省を促し、極力平和的解決を企圖したのであつたが、支那側の不誠意に依つて顧みられず、遂に當初の方針を一擲して東亞百年の大計の爲、延いては正義人道の爲に、斷乎膺懲の聖戰を起す事となり事態は頓に重大化を來たしたのである。

今次の事變は其の由つて來る所極めて深く且遠いのであつて、事態の推移に就ては遽かに豫斷を許さざるものがある。勿論其の推移の如何に拘らず、國民は克く情勢の變化に應じて舉國一致、盡忠報國の誠を效し、以て難局の打開に勇往邁進するの覺悟がなければならぬ。

支那各地に轉戦中の忠勇なる皇軍將兵が堂々正義の師を進め、粉骨碎身あらゆる辛苦を克服しつゝ、晝夜兼行陸に、海に、空に、一死報國の念に燃え、勇戦奮闘常勝の實を挙げ皇軍の威力を遺憾なく發揮しつゝあることは、國民全體に深き感奮と無限の感謝を湧き立たせて居り、一方我々銃後に在る者も此の皇軍の誠忠勇武に呼應して、その至誠は日に増し昂まり、或は恤兵に、或は國防献金に、又出征軍人慰問金品の寄贈に、出征者の家族扶助に現れ、到る處に感激の場面、涙の美談を生み、全國民舉げて銃後の護りを固めつゝあることは寔に慶ぶべき事である。

我國は古來幾度か難局に遭遇したのであるが、其の都度國民は一致協力して之に當り御稜威の下に盡忠報國の誠を竭し以て時艱を克服し、今日の隆昌を來たした。即ち遠くは元寇の役、近くは日清、日露の役、滿洲事變と如何なる艱難をも克く突破し來つたことは國史の明示するところである。蓋し歴史的大事業の前には必ずや艱難の横つてゐる事を覺悟せねばならぬ。それは伸びんとする者に課せられた試練であり試金石である。克くこれを打開し得るものは實に國民の搖がぬ一致團結と堅忍持久不動の國民精神とである。

今次事變の勃發を見るや舉國一致の氣運は期せずして起り、堅忍不拔の決意を以て時艱の克服に當らんとする心構が全國に澎湃として醸成されたことは洵に御稜威の然らしむるところで感激に堪へな

い所であるが、我々一般國民は更に益々舉國一致、堅忍不拔の精神を以て現下の時局に對處すると共に、今後如何なる時艱の永續することあるも斷乎之を克服して官民一體國運の伸張を圖り皇運を扶翼し奉る決心を固むる事が肝要である。

今や全國的國民精神總動員運動の實施を見つゝあるものであるが、我々國民は、この非常時局に直面して、先づ第一に尊嚴にして萬邦無比なる我が國體の本義を益々闡明し、日本精神を發揚しなければならぬ。我々は此の時局に處して盡忠報國の精神を振起して、これを日常生活の上に具現し以て非常時局に對應し得る國民生活の根幹を培ふべきである。即ち敬神崇祖、和協一心、義勇奉公の誠を以て舉國一致これを單に一時的の興奮に止まらしむることなく、此の時局が永續すればする程、國民は益々確固たる信念と決意とを堅持して進まねばならぬ。

かくの如くにして我々國民は大に國民精神を昂揚し、國民としての士氣の振作を圖らねばならぬが、之が爲には社會の風潮を一新して質實剛健進取の風を馴致し、一段と國民生活を眞摯ならしめ、苟しくも輕佻浮薄、萎靡退嬰の風あらしめてはならぬのであつて、我々は今後持續すべき幾多の時艱を斷乎として克服し、打開するの不退轉の決意を涵養せねばならぬ。

常に不撓不屈の力を以て沈着事に當る事を心掛けねばならぬ。即ち堅忍不拔の精神を強化し、如何なる困苦缺乏にも堪へ得る心身の鍛練を必要とするのである。これが爲には、我々は生活態度を反省して、享樂的、頹廢的乃至逃避的氣風を排除し、勤儉力行、功利主義に墮することなく、小我を捨て、大我に就くの精神の體現を圖らねばならぬ。

叙上の如くにして、日本精神を發揚し、社會風潮を一新すると共に、我々は皇軍將兵が日夜戦線に奮闘せられつゝあるその忠義の精神と實踐とを直ちに國內に在る銃後の我々の日常生活に移し、銃後の後援を更に強化持續し時局の重大性を認識し、精神力のみならず物質力的一切をも傾注して之に當る用意を有する事が必要である。即ち資源の愛護に努めると共に進んで非常時經濟政策への積極的協力を圖らねばならぬ。

國民精神作興週間に當り、一段と時局を十分に認識し、特に帝國南方の要衝として、一衣帶水對岸支那と相接してゐる本島の重大使命に留意し剛健なる國民精神を振作し、以て歴史的使命達成の爲帝國臣民たるの本分を完うして愈々盡忠報國の誠を效し 聖旨に副ひ奉らん事を期せねばならぬのである。

今般内地に於ては、中央地方の緊密な連繫の下に國民精神總動員實施の情況に則應して種々方策を樹立し、本運動の目的達成を期しつゝあるが、本島に於ても之に呼應して實施することとし、國民精神總動員本部に於ては、國民精神作興に關する一般項目の決定、パンフレットの作製配布、部報特輯號の發行、地方に於ける講演會に對する講演者の斡旋等を計畫し、各地方に於ては夫々中央と相提携して適宜最も有效なる方策を樹立し全面的且強力に實施することとなつた。五百萬島民眞に一體となり、總ゆる機關の協力を依り島民悉くが克く本運動の趣旨を體して欣然之に参加し、其の實績を收むることに格段の努力を拂はんことを切望する次第である。

戦時經濟に對する一般國民の心構へ

總督官房調査課

六

一 一般國民奉公の道

近代戰の特色は現在科學の發達に伴ひ軍用裝備を愈々複雑且大規模のものとなし、従つて戰時に於て需要する物資及び資金は勢ひ激増するに至ることは明確な事實である。だからこの軍の需要する物資及び資金の調達に能く堪へ得る爲には一國經濟の全力を擧げて對應しなければならぬのである。今次事變に於ても、今やその戰線は北支、中支及南支と全面的に擴大せられ、従つて之が爲直接間接必要な物資及資金も相當多量且多額に要するのである。先般支那事變のため召集された議會は總額二十五億餘萬圓の事變關係豫算を協賛した。之の金額は近年平時經常部豫算の一箇年分に略々相當し、本年度公債發行豫定額も三十四億圓に及んでゐる。之等の經費の大部分は直接間接軍需品に充てらるべきことになり實に夥しい量に上り、従て之を海外に求めねばならぬ量も相當にあると豫想されるのである。然も今後事變の推移、國際情勢の如何に依つては右の外更に多額の戦費と多量の物資を必要とするに至ることも豫め覺悟せねばならぬ。併し乍ら戰爭の目的遂行の爲に要する資金調達の爲に多額の公債を發行し、又多量の物資を調達する爲に其の一部を海外よりの輸入に俟つことは、戰時に於

ては如何なる國であつても免かれ難い所であつて、今次事變に對し我國が多額の公債を發行し、又其の物資の輸入が増加することは、敢へて徒らに憂慮するに足らないのである。蓋し戰時に於ける物資及資金の調達に對して負擔し得る力は、一國の全經濟力を基礎にして考へられるべきであつて、近年頗る發展充實した我國の經濟力は、既に決定した程度の豫算費は勿論のこと、更に夫れ以上相當多額の戦費を負擔し得ることは極めて明らかである。

尤も茲に注意しなければならぬことは、一國の經濟力が備つて居ても、之れを以て直ちに相當の戦費及資材の要求に堪へ得ると言ふことは出來ないのである。即ち平時に於ては一國の經濟力は其の國の産業經濟の各方面に於ける原動力として夫々の目的に従つて分散されてゐるのであるから、之を戰爭遂行の原動力たらしめる爲には事態の變化に應じ適當に綜合集中して、戰時に於ける經濟力としての效用を發揮させる様に經濟財政の態勢を整へなければならぬ。それには一般國民の經濟活動を平時の状態の儘に放任して置くわけには行かぬ。茲に於て一國の持つ經濟力を戰爭遂行の目標に向つて總動員するところの戦時財政經濟政策を樹立するの必要があるのであつて、我國に於ては先般議會の協賛を経て各種の法律が公布せられたのである。併しながら國家の經濟活動の大部分は國民各自の經濟活動の分野に屬するのであるから、戦時財政經濟政策は國民各自が克く此の政策を理解し、其の目標に向つて自主的に協力しなければ所期の目的を達し得ないのである。

故に今次の事變のあらゆる困難に打ち克つて東洋平和の理想を實現する爲めには國民各自が熱烈なる愛國心を以て政府の戦時財政經濟政策に協力することを絶対に必要とするのである。もとより此の

七

協力に當つては國民の其の生活に對する相當の苦痛と不自由を忍ばねばならぬことは豫め覺悟せねばならぬと云つて、銃後の國民が生命と財産の安全を確保せられつゝあるは、戦線に於ける將士が生命を賭して戦ひつゝあるに依ることを思ふとき、苦痛と不自由に打ち克ち、進んで國家の統制に従ふべきことは銃後の國民の奉公の最上道であり、且之を通じ皇軍聖戰の目的即ち東洋永遠の平和の爲に盡し得るの光榮を擔ふ道であると言はなければならぬ。

二 一般國民は如何なる事柄に付き如何なることを爲すべきか

今回の事變に對處し所期の目的を達する爲に財政經濟の態勢を整ふると云ふことは、言葉を換へて云へば今次事變の爲に直接間接に軍の需要に充つべき物資と資金とを出來得る限り潤澤に供給するに支障の無い様にする事であるから、國民の協力も此の目標に向つて行はなければならぬ。然らば具體的には如何なる事を爲すべきか。此の際時に國民に對し協力を要望される事柄を擧げると

- (一) 消費の節約
- (二) 貯蓄及國債の應募
- (三) 代用品の使用
- (四) 廢品の利用
- (五) 賣惜み買占めの自制
- (六) 金の使用節約
- (七) 貿易外支拂勘定の減少

の諸項である。次に是等に付て説明する事としたい。

(一) 消費節約の目標

今次事變に關し政府により消費節約が高唱せられてゐるが、稍々もすれば昭和五年の一般消費節約の目的と今回のそれを混同するが如き傾向が見えないので、特にこの點について明確なる目標を持たねばならぬ。即ち今回の消費節約は、軍需物資の需給の圓滑を計り、又對外爲替相場の維持のため比較的不急の輸入品の制限を遂行せんとすることを目的とするのである。従つてその目標は主として軍需資材並に輸入品及輸入原料による國內製品に置かれ、一般的の消費節約は此際其の必要はないのである。

此の消費節約の目標を誤るときは一般經濟界に及ぼす影響は極めて重大であるから左に之が説明を試みて見やう。

イ、軍需資材並に輸入品及輸入品を原料とする國內製品の消費の節約(選擇的節約)

此は前述の如く、事變の爲に軍需資材極めて多量に上り、海外よりの輸入が一層増加する傾向にあるに鑑み、軍需に關係ある物資は、輸入品(例、石油、ゴム、錫、皮革)は勿論、假令國內に生産せられるものでも供給の伴はないもの(例、銅、鐵、木材、紙、麻)は軍需以外の消費を節約して軍需としての供給を少しでも多からしめねばならぬ。また此等軍需物資の輸入を支障なからしむるためには、軍需關係以外の物資の輸入を極力減少せしむる必要上輸入品(例、外國煙草、外國寫真機)は勿論國內で生産せられるものでも輸入品を原料とするもの(例、綿織物、毛織物)はその消費を極度に節約しなければ

ばならないのである。

右の節約のうち主たる対象となる物資としては、棉花、羊毛、鐵、銅、眞鍮、鉛、亜鉛、錫、アンチモン、石炭、石油、ゴム、皮革、紙、木材、麻等である。

今此等の物資に付て、その大體を解説してみよう。

(1) 棉花

棉花の輸入額は昭和十一年度には約八億五千萬圓に達し我國輸入總額の約三十パーセントを占めてゐる。従つて八億五千萬圓の一割を節約すれば八千五百万圓、其の二割を節約すれば一億七千萬圓と云ふ巨額に達する。棉花の製品としては着物をはじめ、シャツ、手拭、敷布、足袋、靴下、手袋等實に多種多様に亘つてゐるのであるから、之等の物を全國民が大切に使用することに努むれば、蓋し其の額は莫大なものとなるであらう。

尙棉花に付て注意すべきことは、その製品たる綿絲、綿織物は我國輸出品の大宗であるから、綿絲布類の國內消費を節約することは、夫れだけ輸出餘力を生せしめることとなるのである。

(2) 羊毛

羊毛も棉花と並んで輸入品の大宗であつて、昭和十一年の輸入額は約二億圓に達し、輸入總額の七・三パーセントを占めてゐる。羊毛は毛織物の材料であつて、事變に伴ひ軍需品として使用せられる量も相當多量に上るものと思はれるから、日常生活に於ける一般の使用は相當程度節約しなければならぬものと考へられる。羊毛製品の節約方法としては洋服、シャツ、靴下等を成るべく大切に使用し、

新に買ふことを手控へるのは勿論であるが、ステープルファイバー製品又は其の混織品の利用に着目せねばならぬ。即ち各學校に於て學生の制服として、或は官廳、會社、工場等に於て職員又は職工の事務服、作業服として、ステープルファイバー又は其の混織品を以て作つた洋服を採用するならば其の效果は大なるものがあらう。

尙絹製品、生絲混織品の代用に付ても考へる必要がある。

(3) 鐵

鐵は言ふまでもなく國防上重要な資源であるのみならず、各種産業に必須不可缺のものであつて、殊に最近に於て特に急速に需要の増大しつゝあるものである。政府はこの鐵鋼の自給に付て腐心し、漸く鋼材に付ては自給の域に達したが、銑鐵、並層鐵及鐵鑛石に付ては相當或は大部分を輸入に仰いでゐる状態であつて、昭和十一年に於ける其の輸入額は二億三千万圓を超えたのであつたが、本年に於ては更に増加の趨勢にある。茲に於て此の際鐵鋼の使用を節約することが極めて重要なことであつて、其の方法として比較的緊要に非ざる建築、土木工事は成るべく之を手控へ、止むを得ず之を行ふ場合には、鐵材の使用を最低必要限度に止めるべきである。鐵鋼工作物築造許可規則の公布もこの趣旨に出でたものである。其の他日用品として鐵材の使用せられてゐるもの、例へば鐵製の棚、椅子、バケツ、食器の使用を成るべく手控へ、亦此等の廢品の利用に付ても特に留意し、回收の餘地ある鐵材の死藏なきを期せねばならぬ。

(4) 銅、眞鍮

銅及銅と亜鉛の合金たる真鍮は、其の用途極めて廣く、軍用としては鐵と共に最も重要な資材であり、諸機械材料、工業用として缺くべからざるものであると共に日用品としても廣く用ひられてゐる。然るに銅の國內生産は近時増加の傾向にあるとは云へ、需要の増大に追隨し得ざる状態で、需要額に對して略々半に達する輸入を見てゐるのであつて、昭和十一年の輸入額は約四千萬圓に達してゐる。今後時局關係の需要の急激な増大が見込まれるのであるから、家庭の日用品として用ひられてゐる食器其の他の器具、器物、屋根、樋の材料、電線材料等に就いて成るべく消費を節約しなければならぬ。

(5) 鉛

鉛は彈丸其の他軍需資材として必要なものであるが、大部分は輸入に俟たねばならぬのであるから消費の節約を要するのである。

(6) 亜鉛

亜鉛は銅と合金して真鍮を造る外に、一般に知られてゐるものとしてはトタンであるが、トタンは鐵板に亜鉛を被覆したもので、トタンの用途は周知の通りである。此の資源も需要と國內生産の一致しないものゝ一で、昭和十一年に於て千六百萬圓の輸入がある。その消費を節約することに注意すべきである。

(7) 錫

錫を使用した食器、茶器、練齒磨、藥品のチープ等は家庭に於ても普通使はれてゐるが、それにも増してブリキは我々の生活に縁の深いものである。薄い鋼板を熔けた錫に浸して引揚げるとブリキが

出来る。ブリキが凡ゆる罐材として廣く使はれてゐることは云ふまでもない。錫箔が濕氣を防ぐ爲包装として煙草とか菓子類に使用せられてゐるのも周知の如くである。又近代兵器を中心とする精密工業にも缺くべからざるものとして重要視せられてゐる。青銅といふのは銅と錫との合金である。

斯くの如く錫の需要は極めて廣く且つ増加する。而して原鑛の産出には今後相當の増加が期待せられるけれ共今の所我國では大部分を輸入に俟つてゐる状態であつて、昭和十一年には千五百萬圓の輸入がある。従つて一般消費者としては錫製品の消費に充分の注意を拂ひ、その廢品は無駄に捨てずよく保存して屑屋等に賣拂ふべきである。

(8) アンチモン

單獨にて使用せられること少く多くは合金として用ひられ、鉛との合金が活字として使用せられるのは廣く知られてゐる。他の金屬との合金が其の硬度を増す所から、アンチモン合金は軸受其の他の機械の部分品として使用せられる。我々の日常生活に於て使用する置物、電氣スタンド、煙草セット、文房具等にはアンチモンの合金を加工したものが多く、我國の産出量は微々たるもので、殆んど全額を輸入に俟つのであるから、その使用、消費及回収に注意を拂はねばならぬ。

(9) 石炭

石炭が燃料として動力發生用に重要視せられ、化學工業の重要原料となり、特に最近に於ける液體燃料補填策として石炭液化事業に使用せらるゝ重要資源たることは説明の要はあるまい。國防産業の生産力の擴充に伴ひ今後に於ける石炭の消費量の急激なる増加は必然であるに拘らず、生産は自給の

域に達してゐないのである。

(10) 石油

石油はその國防的重要性に比し國內資源の少きことの最たるものである。石油の戦時に於ける需要は極めて大量にして且つ重要である。従来とも政府に於ては石油資源の不足に種々苦心し來つたのであつて、或は油田の開発に、石油精製事業の發展に、或は國內保有量の増加に、或は代用燃料たるアルコールの増産並に石油とアルコールの混用に、或は人造石油事業の助長に努めつゝある。併し乍ら現狀に於ては未だ大部分を輸入に仰がねばならず、殊に事變の關係で需要が増加してゐるので、此の際不急の用途に充てる石油を努めて節約し、其餘力を緊要の用途に向けねばならぬのである。之が爲には例へばガソリンの消費を節約する爲タクシー業者が流し營業を差控へるとか、實用以外に自動車を使用しないやうにするとか、燈火用としての石油を電氣或は他の光源材料に代へるとか、各種工場に於ける燃料又は加工材料としての使用につき節約に努めるとか、更に代用品使用の意味に於て木炭ガス發生装置自動車を使用し、若は電氣、瓦斯、石炭を使用するとか凡ゆる方法による各自の協力が望まれるのである。

(11) ゴム

ゴムが我々の日常生活に、また各種産業に於て、且つ軍事上に於て重要なことも説明するまでもない。我國に於けるゴム製品の工業は比較的盛大であつて、その主たるものはタイヤ、靴、其の他の雜貨、電線の被覆、玩具等で、其の約二割は輸出に振向けられてゐるのであるが、その原料たる生ゴムは全く輸入に俟つ外はないのであるから、ゴム製品の消費に特に注意を拂ひ、その節約を計らねばならぬ。

尙ゴム製品の用に就いて特に重要なことは古ゴムの回収であつて、アメリカに於ては生ゴムと再生ゴムの原料としての消費割合は六對四となつてゐるのであるが、我が國に於ても今後益々古ゴムの回収、再生ゴムの生産を計らねばならぬと考へる。

(12) 木材、紙

木材は建築用として必要なるのみならず、今日に於ては紙類、人絹及ステープルファイバーの材料たるパルプの原料として極めて重要な資源である。木材は事變關係により著しく其の需要を増し、パルプの需要また年々増加の傾向にあるので、其の輸入高も昭和十一年は一億圓を超え、今年は更に増大するであらう。それ故に我々國民は先づ不急の建築を差控へ、又事務用紙、包装紙、廣告用紙等の消費を出来るだけ節約することに努めなければならぬ。

(13) 皮 革

靴、鞆、トランク、家具、馬具、ベルト等の日用品、機械用品、軍需用品等皮革の利用は多方面に亘り、殊に事變による軍需の増大も見込まれるのであるけれども、我國は牧畜に適しないために多くを輸入しなければならぬ状態であるから特に皮革製品の用に就いては留意したいものである。

(14) 麻

麻には各種の種類があるが、一般に用途廣く重要なものは亞麻、大麻であつて、織物、紐等に造られ

る。共に原料としてまた製品として年々多額の輸入を見てゐるのである。尙本島は苧麻、黄麻栽培適地であるから、今後増産を計ると共に、ガンジー藁の大消費地としてその消費の節約を考慮するの要がある。

ロ、金の消費節約

金は軍需品でもなく、輸入品でもないのであるが、海外より必需品を購入する決済手段として、此の際の如く多額の物資を海外より輸入する必要ある場合は、出来るだけ之を他の用途に使用することを差控へ、海外よりの輸入力を増加するため國庫に保有することを考へねばならぬ。國民の日常生活に於て金を使用せる物品の主なるものは金側時計、金盃、金メダル、金製カフスボタン、ネクタイピン、指輪、腕輪、眼鏡、鎖、頸飾、耳飾、金ペン、金屏風、金箔金糸入織物等であつて、此等は何れも贅澤品と目されるものであるから、その節約の限度は極めて大であり、今後此等の購入を差控へること、すなはち、金の國庫保有に資するところ大なるものがある。

ハ、右(イ)及(ロ)に述べた以外には一般の消費節約は其の要なきこと

以上述べたところは、今次事變に關し軍需物資の需給調整並に爲替相場維持を目的とする消費節約の對象中主なるものであるが、原料が國內に産し、且つ其の製造加工も國內で行はれる物資に付ては、其の供給に不足を來さない限り、特に消費の節約をなす必要は、現在の所ないのである。

此の種の物資にまで消費の節約を及ぼすときは、經濟界及產業界を萎靡沈滞せしめ、國民の氣風を消極退嬰に導き、却つて悪影響を及ぼす結果になるのである。

(二) 貯蓄及國債の應募

事變に伴ひ戦費又は國防其の他の重要産業等に必要資金が相當増大すべきことは既に述べたことであるが、軍需物資の調達に對して消費の節約により協力をなしたと同じやうに、この資金の調達のために、此際一般國民が貯蓄の増加及國債の應募をなすことは特に必要である。殊に事變に依つて相當多額の國費が國內に撒布せられる結果、國民の間には所得が相當増加する向もあると思はれるので、此の方面の人々が徒らに生活を向上せず、其の餘裕は之を貯蓄に振向けるやうに奨めることが必要である。而して此の際に於ける貯蓄の方法としては左の如きものが考へられる。

イ、國債の買入

一般國民の國債の買入は國債の消化となると共に國民の貯蓄の一方法である。一般國民の國債買入に付ては、其の便を圖る爲特に郵便局に於て小額の國債を賣出すことを始めることにしたのであるが、此の國債の郵便局賣出の特長とする所は、

- (1) 全國各地で極めて手軽に買ひ得ること
- (2) 額面が小額であつて、一般大衆も之を買入るゝに便利なること
- (3) 郵便局で買入れた國債は後日現金が必要な場合には何時でも時價を以て郵便局で買上げて貰へること

である。

この國債の郵便局窓口賣出しは、本年十一月十六日より最初の賣出を行ひ、以後幾回にも亘り之を

行ふ計畫であるが、その發行の條件は券面金額二十五圓、五十圓、百圓、五百圓の四種、利率は年三分五厘、償還期限は昭和三十年三月一日である。

尙最初に賣出される國債は支那事變公債の一部であつて、國民が擧つて應分の買入を爲すことは、納税と共に戦費の調達に役立つもので、國民の銃後に於ける支援として意義深いものと考へる。

ロ、割増金附貯蓄債券の應募

割増金附貯蓄債券は日本勸業銀行が貯蓄奨励の趣旨を以て發行するものであるが、本債券の特長は

- (1) 賣出し價格が十圓以下の小額で零細な貯蓄に適し
- (2) 償還の際千五百圓以内の割増金を附與せられ又其の割増金も國債證券を以て交付せられること等である。

尙本債券の發行價額は二億圓以内で、其の賣出しは日本勸業銀行の本支店、代理店及郵便局に於て行はれることになつてゐる。又此の債券の發行に依る収入金は總て大藏省預金部に預入され、大藏省預金部は之を國債の引受其の他國家公共の利益の爲に運用することになつてゐるのであるから、國民は之に依つても公債消化に資し得る譯である。

ハ、銀行預金、郵便貯金、信用組合貯金其の他各種の貯金

此等の一般的貯蓄も、結局國債の消化とか、必要な産業への資金に廻る譯であるから、個人經濟のみならず國家的に考へても有意義なことである。又、此の外に愛國貯金とか一錢貯金とかいふものも一部に行はれて居るやうであるが、此等も時局柄結構な金である。

ニ、生命保険への加入

簡易生命保険とか一般生命保険の掛金も結局公債の消化や必要な産業の資金に廻るものであるから、貯蓄の手段として有意義なものとは云はねばならぬ。

(三) 代用品の使用

輸入品に對する消費の節約を行ふ爲には之に伴つて當然に代用品の使用を奨励することが必要である。例へば純羊毛洋服地の代りにステールファイバー若は絹製品又は一定量のステールファイバー若は生絲混織のもの、使用を奨励するが如きである。此の場合或は代用品としては效用の點に於て多少の缺點があり、必ずしも完全なりとは云へないものであつても、多少の不便は忍んで代用品を使用することに努める必要がある。其の結果此の種代用品の使用が増加すれば、其の國內生産も旺盛となり、漸次改良工夫が行はれ完全なる代用品となることが出来るのである。尙此際節約することの出來ぬ必要品に付ても、其の製品は出來得る限り國産品で間に合はせることにしたい。例へば自動車、時計、ミシン、寫眞機等が必要とする場合には、輸入品を止めて國産品を需めるやうにすべきである。

(四) 廢品の利用(資源の回收)

物を活かして浪費を防げ

資源愛護は家庭より

生れ變れば屑でも賣

廢物利用も國の爲

廢品の利用といふことは平素に於ても、家庭經濟の合理化といふことから考へられてゐると思はれるが、國家經濟上からは更に大きな意義を持つものであるから、特に斯る事變の際に於ては更に一層と心懸けて貰ひたいものである。我國の資源の現在の状態から言つて、特に其の必要が痛感せられるのである。就中棉花、羊毛、鐵、鉛、錫、亞鉛、ゴム、紙等の屑とか廢品とかは之を再生すれば立派な元の物資として使用せられるのであつて、現に我國でも回收せられてゐる量は相當にあるのであるが、尙他の諸國に比すればその回收率は高いとは言ひ得ない状態にある。故に此等國家的に重要な資源の屑或は廢品は決して棄てないで、屑屋に拂渡すか、其の他之が處理に十分留意したいものである。各家庭に於ては輕少な量も國家的に集積すれば相當のものとなるのであるし、また少額ではあるが、それだけ家庭の収入ともなるのであるから、國家にとつても個人にとつても利益となるわけである。

(五) 賣惜み買占めの自制

今次の事變のやうに物資の需給關係に大きな變動の見越されるやうな場合には、よく賣惜み、買占めを行つて、其の爲に物價を過當に騰貴せしめ、國民經濟上甚しい悪影響を與へたり、一般國民生活の安定を脅かすやうな事態を惹起し易いのである。幸にして今次の場合に於ては、今の所一般業者に於て自治的に暴利行爲の自制に努めて居るやうであるが、今後一層このことは必要となるから、一般の小賣業者等に於ても賣惜み、買占め等の行爲は嚴に自制し販賣價格の公正保持に努めると共に、各家庭でも徒らに物の買溜めをしたり物の値上りを豫想してその買急ぎをするやうなことは戦時經濟の

爲に悪い影響を與へるから、嚴に慎しむやうにしなければならぬ。

(六) 貿易外支拂勘定の減少

國際收支の均衡を保持して、軍需物資の輸入を圓滑ならしむることに必要に就いては已に縷説したところであるが、輸入以外に於て海外に支拂ふ金額を出来る丈減少せしめなければならぬことは勿論のことである。此の點につき一般國民の協力が望ましい事柄を二三擧げると左の如きものがある。

- イ、海外旅行を成るべく差控ふることに
 - ロ、已むを得ず海外旅行を爲す場合に於ては成るべく本邦船舶を利用することに
 - ハ、海外への電報は成るべく無電に依ること
- 海外に對する電信料は我國よりの発信に付ては有線も無線も一語當りの料金は變りないのであるが、有線は外國によつて設備せられてゐる部分が多いので其の電信料の大部分は外國に收得せらるゝに對し、無線に依る分は外國と略折半せらるゝ結果、無線に依る方が我國の收得分が多いからである。
- ニ、外國よりの歸朝者は土産品の購入を差控ふることに

防空法施行に當りて

内務局 防空課

一 防空の重要性

過ぐる十一月四日より本島にも防空法が施行せられた。防空の重要性は更めて論議するまでもない事であるが、防空の設備なき都市資源が一度空襲を受けた場合其の慘禍が如何に甚大であるかは自己の郷土に爆弾の洗禮を受けた體驗なき我が國民には殆ど想像の外であらう。

二十餘年前突如ツェッペリンの空襲を受けて度を失つたロンドン、パリーの狂亂、千餘回に亘る戦闘機、爆撃機の執念な空襲に生色を失つた獨逸の都市の凄慘なりし狀景が今だに當時の留學生や在歐邦人によつて最も恐怖の思ひ出として語られて居る。パリが連日獨逸のゴーター爆撃機に襲はれた頃病院に收容せられて居た傷病兵達が「早く戦線に歸り度い、塹壕の中がまだましだ。」と訴へたと云ふ。絶望に近い此の苦悶は無防禦都市がいづれは體驗せねばならぬ苦悶である。

大戦から已に二十餘年航空機の性能は倍加して居る。最高速度七〇九浬と云はれるイタリーのマツキー機の出現、又時速三七〇浬爆弾搭載量四五〇浬航續力五〇〇〇浬乃至八〇〇〇浬と云はれるボーイング 299型重爆機の出現、集團的行動に依る戦闘力の増大等は空襲に對する恐怖をも倍加する。而

も爆弾、毒瓦斯、焼夷彈の威力は激化し秘められたる新種はいづれも科學の最高水準の所産としての猛威を持つのである。速戦即決の作戰計畫時代に於て斯の如き航空機、此の如き爆撃彈あれば一舉敵の死命を制せんとするは必然であり、國力の根源たる首都又は産業の中心たる大都市資源の潰滅に全力が傾倒せられるに至る事は當然であらう。所謂戦線の戦況如何に不拘都市資源は常に空襲の危険に曝され而も戦線の戦況如何に不拘都市資源の空襲の効果は一國の死命を制し得るのである。航空機の發達の結果交戦區域は戦線のみならず背後の都市資源を含む地域に迄擴大せられた以上都市自體戰場に於ける裝が必要となり空に向つて身構へせねばならなくなつた。大戦參加國が何れも防空に關する法令を制定し營々として都市計畫に、地方計畫に、將又設備資材の整備に防空の充實を計りつゝあるのは切實に感銘した體驗からである。可燃性可燃性の住居地表に露出の儘の通行交通諸設備、地下鐵地下室は數に乏しく且不完全なるに加へ避難道路の考慮もなき儘膨脹に委せられた街衢等々裸身に防空の一絲だに纏はぬ我が國の都市を省みて慄然たらざるを得る者が居るであらうか。漸く茲二三年前から國民防空が叫ばれ官民の申合せにより燈火管制を主とした程度ながら防空訓練も行はれつゝある氣運の中に防空法が施行せらるゝ事となつたのは我國の防空の充實に拍車を與へるものとして喜ばしき次第である。地理的軍事的に見て特殊の地位に在る本島に於ては防空の充實は最も切實な問題であり、夙に内地に先んじて國民防衛規程による文字通り國民としての自治自發的防空警備を行ひ來つた所であつたが、今後益々此の自治的國民防空の精神を以て防空法の施行運用に協力し防空法による統制ある強力なる防空の實を擧ぐる用意が望まれる次第である。

二 防空法の趣旨

防空の目的は空襲の危害を防止し被害を軽減するに在る。此の目的達成の爲には有効な手段により空襲の際に善處すると共に、豫ねてから敵機來襲の場合に備へて諸種の準備を爲すを必要とする。空襲の際直ちに採るべき方法は燈火管制、消防防毒、避難救護の手段であり此等の手段は迅速且完全に實施せらねばならぬが故、之に關連して敵機の動靜を監視し通報し或は防空手段の發動連絡等の通信を必要とする。防空法に於ては此等の行爲を防空と云ふのである。防空が迅速圓滑に行はれて初めて危害を防止し被害を軽減し得るものであるが、その爲には豫め有事の際を考慮して相當の設備をなし資材を整へ置かねばならず、更に防空が効果を收むるには防空の實施も周到な計畫に基づいて行はれる事を必要とする。此の計畫を防空計畫と稱する。防空法の趣旨とする所は空襲の危害を防止し被害を軽減するといふ防空の目的を達成せしめんが爲に防空上有效適切と認めらるゝ手段が一定の計畫に基づいて効果的に發揮せられん事を期するに在る。従つて防空法の規定の内容を爲すものは此の趣旨を實現するに必要な事項に盡さる爲、防空計畫を定め防空を實施すべき擔當者に關する規定、防空の訓練實施に關する規定、防空實施上必要なる設備資材の整備に關する規定、防空に要する費用の負擔區分に關する規定並に國民に對し防空上必要なる義務を命ずる規定及其の違反に對する罰則等を主たるものとするのであるが、何れも既存法規の運用に俟つ能はざる所を網羅したに止まるが故に、防空遂行上は防空法並に既存法規とを併せて運用を計らねばならぬのである。

尙防空は國土防衛の一であり軍も亦當然之を行ふ所であるが、防空法に謂ふ防空は軍の行ふ以外の

分野に於ける防空であり、軍以外の官民の行ふ防空である。然し乍ら軍の行ふ防空と遊離すべきものでない事は勿論で、防空法に於ても軍の行ふ防空に則應すべき事を規定して居るのである。

三 防空法の概要

防空法の規定の内容を要約すれば(一)防空及防空計畫の内容を明にし防空計畫の設定者の義務に關する規定をなし(二)防空の必要に基き義務を命ずる範圍を明にすると共に給與其の他に關する規定をなし(三)防空の訓練實施等に關する規定を設け(四)防空費用の負擔及國庫補助に關し必要なる規定(五)防空委員會官廳防空等に關する規定等となる。

一、防空及防空計畫の内容を明にし防空計畫設定者の義務に關する規定

防空實施上の手段として防空法第一條の規定する所は燈火管制消防防毒避難及救護並に此等に關し必要なる監視通信及警報である。擬裝遮蔽等も亦考へられるのであるが効果を期する上からは尙將來研究の餘地があるので防空法からは除外せられて居る。

防空は防空計畫に基き實施せらるゝを要するのであるが、防空計畫の内容は防空實施に關する計畫及必要なる設備資材の整備に關する計畫を含み物品設備と人的手段を利用して如何に防空を遂行し又必要なる設備資材を如何なる程度に如何なる方法により整備すべきや詳細に定むるものである。而して防空計畫を設定し防空を實施すべき義務者は、防空法上地方長官及地方長官の指定する郡守市尹警察署長街庄長等の行政應を原則とし、他に規模大なる工場鑛山等其の關係者又は關係區域が廣汎にして市街庄に匹敵し國家的資源とし重要なもの又は電氣鐵道航空に關する事業施設にして

關係區域廣大であり監視通信警報の傳達等の計畫樹立上特に必要と認めらるるものを指定計畫設定者たらしめる場合がある。

防空計畫設定者の義務は防空の實施及訓練をなし、必要なる設備資材の整備を計る事であるが、有事の際防空の全責任者として國土保安の任に當る地位に立つものであるが故に其の責任は甚だ重大なのである。

二、防空の必要に基き義務を命ずる範圍を明にすると共に給與其他に關する規定を設けたること。

防空上國民に義務を命ずる範圍は大別して一般人に對するものと特定人に限り命ずる義務とがある。

イ、一般人に對する義務は燈火管制の際に於ける燈火の秘匿義務である。之は防空上最も重要な防空手段であり、國民生活上重大な影響を及ぼすが故に他の法令の如何に不拘秘匿の義務を命じ違反者に對しては罰則の適用がある。その管制の種類消燈消火滅光遮蔽等の方法秘匿の程度に就いては命令を以て別に規定せらるる筈である。

尙外に防空の實施の際緊急の必要を充たす爲め地方長官又は郡守市尹警察署長街庄長が土地家屋を一時使用し物件を收用若は使用し、又は防空實施の區域内に在る者をして防空に従事を命じたる際之を受諾する義務がある。

ロ、特定人に對する義務は特殊施設の管理者又は所有者に對する設備若は資材の整備及其の供用を許容すべき義務と特定の技能を有する者に對する防空従事義務とである。

何れも防空上の必要より已むを得ざる所であり、前者は防空上防空義務者は自ら施設資材の整備を計るを當然とするが、到底其の設備資材のみを以て充分なる對策を講ずる事は不可能なるを以て、防空上特殊の考慮を要する施設資材に付いては特殊施設又は事業の管理者は所有者をして施設資材の整備をなさしめ又は其の供用をなさしむるのである。

防空上人的手段は缺くからざる所であるが、特に防毒救護等に従事すべき醫師、看護婦等特殊技能者は他に自由に求むる事が困難であり、同人を以て代へ得ない關係から之等の者の防空従事義務は法を以て規律する必要があるが、命令違反者に對しては罰則を適用する事となつて居る。尙防空法第三條第一項の事業又は重要施設の管理者所有者及同法第五條の規定に依り地方長官より設備資材の整備を命ぜられ又は防空の實施に際し必要なる設備資材の供用を爲すべき義務を負ふ特殊施設の管理者又は所有者は防空に關する調査の爲め地方長官又は郡守市尹警察署長街庄長より資料の提出を命じられ、又は官吏吏員の立入検査を爲さしむる場合之に應ずべき義務を負ふのである。即ち防空計畫の設定上之等の者の管理する事業又は施設が如何程の重要性を有するや若は之等の者に命じたる設備資材の整備義務が果して履行せられて居るや否やを調査し検査する事は、防空遂行上缺く可からざる所なるを以て斯く受忍義務を命じたものである。

防空上義務を命ずる場合は大體以上の如くであるが、義務を命じられて義務履行の結果傷痕を受け疾病に罹り又は死亡したる場合或は設備資材の供用をなし土地物件を收用若は使用せられたる者の蒙る財産上の損失或は特殊技能者又は第三條第一項の防空計畫者の従業者が防空に従

事したる場合の實費等に付ては、防空法第十二條乃至第十四條の規定に於て夫々療養葬祭費の給與補償辨償を爲す事となつて居る。而して補償辨償に付ては金額の決定に付不服ある時又は金額の決定の通知なき時は臺灣總督の裁決を申請する途が開かれてある。

三、防空の訓練實施に關する規定を設けたること

防空の訓練は平素設定せる計畫整備したる設備資材を目的に従つて全體的に運用する機會を與へ、且人的物的防空手段の運用を習熟せしむる爲に行ふものであつて、防空實施の基礎をなすものである。法に於ては總て主務大臣の命令に依つて行ふ事を規定して居るが、之は防空訓練の秩序を缺き無統制に陥るを防止し責任の所在、權限の行使を明瞭にし實效を擧ぐることを企圖したものである。但し注意を要する事は今後地方長官又は其の他の者が自發的に行ふ訓練を禁止する趣旨ではない事である。只此の場合は訓練に要したる費用に對しては國庫補助を得られざる事となるのである。

訓練の場合にも燈火管制の義務があり第三條第一項の規定に計畫設定者の従業者は訓練に参加義務がある。

尙防空の實施は防空計畫の設定者が行ふ所であるが、防空の實施の開始及終止は臺灣總督が命ずる事になつて居る。

四、費用の負擔及國庫補助に關し必要なる規定を設けたること

防空は本來國土防衛の爲にする國家事務である。その目的とする所は主として敵の空襲の目標た

るべき大都市又は大工業地の防護に存する場合が多いのであるが、反面防空を行ふ團體又は個人も亦自身或る程度は防空の利益を受けるが故に一應團體又は個人をして防空の費用を負擔せしむるも支障なきものである。併し乍ら防空及防空計畫を統制し強化し實行する上には其の費用の負擔者たる地方團體其の他の財政を多分に考慮するを要し、國庫が相當額の補助を爲すに非ざれば能く其の目的を完全に達することは困難であるから二分の一以内に國庫の補助を支給する事としてゐる。

五、防空委員會及官廳防空

防空の如き關係範圍廣汎なる事務は各方面の協力を必要とするを以て必要なる事項に付て意見を徴し、又各方面との連絡に當る機關を設置するを適當として防空委員會を中央地方を通じて置く事としてゐる。委員會の組織職務權限及費用の負擔等に關しては別に勅令を定むる事になつて居り、臺灣にては臺灣防空委員會が制定せられ、臺灣總督府に臺灣中央防空委員會、地方に州廳委員會並に市街庄防空委員會が設置される事になる。

官廳の防空は法に於て別に定むる事になつて居り、臺灣に於ては臺灣官廳防空規則が制定されて居る。

本島に於ける献金状況

臨時情報部

一朝國家有事の秋に際會して舉國一致の實を擧げ、克く難局を打開するのは我が國民性の長所であり、傳統的な美風である。元寇の昔より日清、日露の兩役を経て近くは滿洲事變に於ける光輝ある歴史が之を證明してゐる。今次事變勃發するや、畏くも 天皇陛下に於かせられては痛く時局を御軫念遊ばされ、國民亦協力一致して或は暴支膺懲の第一戦に、或は銃後の護に堂々の布陣を以て精進して居る次第である。

銃後の後援は或は精神的、物質的に、或は直接的、間接的に、總べてが渾然一體となつて牢固たる國民的支持となるのであつて、熱誠溢るゝ歡呼の聲も、千萬の献金も、さては非常時立法の協賛制定も、何れ劣らぬ國民的支持の要因となるものである。その中献金は或は國防に、皇軍の慰問に、或は又防衛團其の他に直接物質的な援助を與へると共に、他方國民の麗しい心情の發露として精神的援助を與へるものである。或は貧者の粒々辛苦の結晶たるあり、或は募集團體の寢食を忘れた活動の賜たるあり、此の赤誠が何で第一戦に活躍する皇軍將兵の心に通じないことがあらうか。

彼の國民政府が既に財政逼迫し、之が對策として救國公債の強制購入、給料の半減乃至不拂に四苦八苦の状態なるに支那國民は如何に協力しつゝあるか。彼等は之を拱手傍觀して献金はあるか、却つ

て自己の財産の安全に汲々とし、五億元救國公債も賣行はかゞしからず僅かに一億元餘の應募を見るに過ぎない。之を我國の堂々たる事變關係豫算や國民の自發的なる献金と對象するとさ銃後の備に背壞の差あり、勝敗の歸趨自ら明白なものがあらう。

臺灣に於ける献金状況は官民一致の協力により、その成績芳しく事變の進展と共に愈々増加して十月十日現在に於て既に二百七十萬圓を突破してゐるのである。その状況は左表に示す通りである。

國防献金其他醸出状況調 (總括表)

十月十日現在

州應別	國防献金	出征軍人慰問金	出征軍人道家族後援金	其他	計
臺北州	三三九,四〇五	一〇〇,七九六	二二,三六七	一〇八,五九〇	五七〇,一五八
新竹州	一四〇,〇二五	四七,七一四	三,八七九	六〇,五六八	二五二,一九六
臺中州	四四九,九六一	八九,六〇五	五九,六三四	一〇〇,三九九	六九九,五〇九
臺南州	三九〇,〇〇三	三三,五七七	一五,八九四	二七九,〇四三	五六八,六一九
高雄州	三九五,〇八六	四六,六六五	四,五〇八	一〇六,四六八	三九〇,六六七
臺東州	七二九,一九	一〇,〇〇六	一,五三三	五,六七八	七四六,九一六
花蓮港廳	一四八,三三四	三,三三七	二,〇〇七	三,八〇〇	一五七,四七四
澎湖總	三,四四二	一三,九九三	五二五	七,六四七	二五,一〇七
計	一,三三九,四〇五	四四七,五五三	三三六,三六七	三九六,〇〇七	二,四二〇,三三二

茲に特筆すべきは在臺支那人の献金である。帝國の一視同仁の施政と國民の友邦提携の態度は彼等に充分なる保護と安堵を與へて居るが、我々は之に代償を求めたものではない。彼等に寄附を奨めたこともなければ奨めやうともしない。然し彼等の自發的な麗しい心情は國境を越え恩恵を離れて、この献金となつて現はれて居るのである。彼等の献金は昭和六、七年の滿洲上海事變には全然例のなかつたものである。然るに觀よ！此の人数を、此の金額を。而して聞け！真情を吐露するその言葉を。此の事實、此の言葉こそ百萬言の修辭に勝るであらう。

在留支那人献金調 (事變以來十月二十日現在)

州別	種別	國防献金		皇軍慰問金		防衛團其他寄附		總計	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
臺北州	中華會館 一般支那人 計	三 八三	六二五 二七三〇	三 三	〇 〇	三 三	八〇〇 二八七〇	三 八	六二五 二八七〇
新竹州	中華會館 一般支那人 計	〇 〇	〇 〇	三 三	九七五 九七五	三 三	九〇〇 一〇〇〇	三 七	〇 一〇〇〇
總計		三 〇	六二五 二七三〇	六 六	九七五 九七五	六 六	一七〇〇 三〇〇〇	六 一五	六二五 三〇〇〇

州別	種別	國防献金		皇軍慰問金		防衛團其他寄附		總計	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
臺中州	中華會館 一般支那人 計	三 三	一七〇〇 二七三〇	一〇 一〇	三三三 三三三	三 三	一〇〇〇 一〇〇〇	三 七	一七〇〇 三〇〇〇
臺南州	中華會館 一般支那人 計	三 三	一〇〇〇 一〇〇〇	三 三	三三三 三三三	三 三	一〇〇〇 一〇〇〇	三 九	一〇〇〇 三〇〇〇
高雄州	中華會館 一般支那人 計	一 一	一〇〇 一〇〇	一 一	三三三 三三三	一 一	一〇〇 一〇〇	一 三	一〇〇 三三三
臺東州	中華會館 一般支那人 計	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
花蓮港	中華會館 一般支那人 計	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
澎湖中華會館		〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
總計		七 七	二七〇〇 一〇〇〇	二四 二四	一〇〇〇 一〇〇〇	七 七	三〇〇〇 三〇〇〇	二四 二四	二七〇〇 三〇〇〇

湖		總		計	
一般支那人	計	中華會館	一般支那人	計	計
七	七	四三三	三〇七	一七四〇	一七四〇
七〇〇	七〇〇	九三〇〇	二二八八	一〇三〇〇	一〇三〇〇
一	一	一	四七	一七三	一七三
〇〇〇	〇〇〇	二〇〇	一七三六	一七三六	一七三六
八	八	三〇〇	七三	一三三	一三三
一三〇	一三〇	八七九	一四九六	一六四九	一六四九
一三六	一三六	一四九六	三六	一五三二	一五三二
一六	一六	六四	四八	一〇八	一〇八
六二〇	六二〇	一八三九	三三九	二一七八	二一七八
		二九四七	四八	三〇〇五	三〇〇五

支那労働者一齊に献金

金瓜石派出所管内保甲聯合會では去る七月廿三日臨時保甲會議を開き非常時局に際し國防献金の爲め一般保甲民より一圓宛目下募集中で一方鑛山稼業の本島人も一人當り五十錢づつ醸出して居るが、之を聞き傳へた支那人労働者も鑛山従業員として安固な生活が出来るのは全く帝國皇恩のしからしむる所其の萬分の一を報ゆるはこの時と、大苦力頭支那人共仁祥が發起人となり八月一日二日の兩日に亘り支那人九十餘名集り滿場一致で一人五十錢宛醸出せり。

支那人理髮屋喜んで釀金皇軍慰問

基隆理髮業組合では十七日臨時總會後時局柄北支第一線に働く兵隊さんに慰問袋を調製すること、なつてゐるが、組合員中二十三名の支那人理髮屋あり彼等も一言の文句も云はず欣然財布をはたいて釀金し變つた風景を見せた。

支那人の我國に對する國防献金

住所 大湖郡大湖庄南湖 理髮業 王 火 炎

右者八月九日金四圓を國防献金す

今回の北支事變にて中國人は在住日本人に對して非常な暴虐振りを發揮して居るとの事なるが我々は日本官憲の御庇護を得て安樂に生活出來誠に幸福にして有難さが泌々と判り僅少乍ら感謝の意を表す爲め國防献金を思ひ立ちたる次第なり。

支那人の謝恩献金申出

寄留地 員林郡員林街員林 時計修繕業 劉 細 梯
同 同 陳 文 葆
同 同 鈺力細工業 阮 遵 官
同 中華會館執行委員 寫眞業 廖 介

右四名は何れも北支事變就中通州に於ける日本人虐殺事件に對しては自國軍の行爲が餘り殘虐なりとて非難し居る者にして在臺中國人の凡てが何等の不安壓迫も受くることなく安樂に生活し得るは偏に日本帝國の保護の賜であるとして合計十八圓の献金を申出でた。

支那人國防献金申出

臺北市建成町 飲食物行商 林 滾
同 太平町 時計商 鄭 奇 雄
同 同 五 提

大日本帝國は常に東洋平和を擁護し以て正義の國威を世界に示し今回亂暴極りなき支那が抗日煽動並に挑戦し遂に皇軍が大なる決心を以て舉國一致膺懲することとなつたのである。小生明治三十八年



帝國の初回國勢調査には既に國籍を賜り以來轉居の關係手續が行き届かない爲め遂に落籍して半生無用の支那籍を附けられ残念至極に存じ居り、領臺四十年有難き皇恩に恵まれ毎日政府の保護を蒙り安樂に暮す事が出来るのは心から無量の感謝をして居ります。事變以來毎日の小遣錢を貯めて金二十圓也些少乍ら國防費用に充て下さる様願申上ます。

支那人林清泉の献金

住所 臺南市西門町一丁目 吳服雜貨商 林 清 泉

新聞によつて日本帝國の正義を知りました。私は心の底より正直に告白すれば、支那に居るよりは日本帝國内に居る方が安全です。將來東洋永遠の平和を建設するのは日本のみである事を確信致します。私は飽くまで日本を深く信頼するものであります。

支那人漁夫が國防献金、引揚邦人を見て

基隆市日華釣船會社所屬戎克漁船乗組の支那人漁夫張木生外八十名は吾々が安穩に生活し得るはこれ皆日本帝國の恩恵によるもので、對岸在留日本人の引揚げ騒ぎを目の邊り見るにつけても如何に臺灣在住支那人が幸福であるかを知ることが出来るにあつて、互に申し合せ一人五十錢宛計四十圓五十錢を醸出し最も關係深き海軍防備費に寄附したいと水上署に手續方依頼した。

支那少年の皇軍慰問金献金

住所 東港郡林邊庄溪州四八三番地 鄭細福ノ二男 鄭 富 永 十一年
同 三男 鄭 富 灶 九年

右兩名は東港郡溪州公學校に在學中の者なるが夏休の余暇を以て空瓶賣買をなし、金七圓を得て獻金し私共は支那籍ではございますが、(中略)此の金は父より頂いた小遣錢を基に空瓶賣買をなし儲けた金でこの非常時に少しでも日本の爲めにお役に立ちたいと考へて皇軍に獻金したのであります。

支那人苦力頭が一千圓を國防献金 (臺北州)

七星郡汐止街の支那人苦力頭、吳阿合は時局益々險惡なるに鑑み、十二日同地警察課分室に出頭甚だ少いが之で暴戻極りなき支那兵を膺懲してくれとぼんと金一千圓を投出して國防献金方手續を依頼關係者一同を驚嘆感激せしめた。彼は日頃から日本人になりたいと念願して居る。

支那人の國防献金

住所 東港郡林邊庄溪州 鄭 細 福

私共は永遠に本國に歸還致したくありません。將來は歸化の許可をうけ日本國民として陛下に盡したいと思ひます。

支那人の國防献金に関する件 (新竹州)

住所 桃園郡大園庄大園 裁縫業 曾 欽 官 外七名

支那要人が何故こんな解の分らぬ事をするのか自分達には分りません。支那より臺灣の方がどんなに良い所か充分に知つてゐます。有難い日本から戦亂の支那に歸つても生命の安全さへも保證せられなす。

發しては萬朶の櫻——

美談集錄 (五)

臨時情報部

三八

一 戦線通信

◆軍夫の活動に就て愉快なニュース!

新竹州警察出身矢野軍曹より赤堀新竹州知事への手紙(原文のまま)

謹啓國家超非常時の秋!閣下には益々御健勝に涉せられ皇國の爲め慶賀此事に存じ上げます降て小生○○に際しては御懇篤なる激励や訓示を戴き難有御禮を申上ます。

御蔭を以て○○地上陸以來元氣旺盛にて御奉公申上して居ります。警察出身の外田上等兵外○○名竝に吾が新竹州出身の軍夫○○名は小職の部下として共に壯快に奮戦致して居ります。

上陸以來敵彈猛射の中を第一線へ○○等に數回任じました。其の際新竹市の莊金傳軍夫が左足に名譽の貫通銃創を受けましたが中々豪膽でした、私は之れを他の者に命じ直ちに衛生隊に收容手當中の處約一週間に退院し又々第一線に出たいと希望して居り頗る元氣者です。

其の他にも全員頗る元氣が充溢し彈雨の中を少しも恐るが如き事なく、第一線で○○補給等實に立派に其の任務を遂行し各部隊長よりも吾が○○出身軍夫は常に賞讃せられて居ります、特に當中島部隊長殿には軍夫に對する扱ひが實に親切であり何かと御配慮下され苦樂を共にせられ、又私共に對しても出來得る丈け軍夫を勞はれと下命もあり故に恰度一家族の思ひで一生涯懸命に勤めて居ります。隊長に對し軍夫等は親以上に慕ひ感激して居ります。

唯今前面の敵は算を亂し總退却を始め敵の遺棄せる屍體累々として臭氣を放ち是等もねんごろに片付けて居ります。

敵主要陣地たる○○地占領も目前に迫り存分に活動したいと存じ愉快に堪へません、愈々最後迄大いに奮闘致す覺悟です、甚だ陣地多忙の爲め亂筆にて失禮ですが近況御報申ける次第であります。

閣下には時局御多端の折柄折角御自愛の程祈上ます。

十月○○日

○○部隊中島部隊本部附

矢野通雄

新竹州知事赤堀鐵吉閣下

赤堀知事は部下の出征將兵や軍夫の身の上を我が子の如く案じて居る矢先き右の通信があつたので非常に喜びニコニコし乍ら中々やつて呉れて居るわいと感心して居る。(新竹州臨時情報部)

三九

二陣中壯話

四〇

◆町民へ、愛し教へ子へ

血涙に綴る「訣別の書」

娘子關の花、訓導、隊長

娘子關突破の小林部隊が二日二晩悪戦苦闘の末、やつと一千三百米の新高山を占領し、ホッと一息ついた十月二十二日午後一時頃だった。敵は最後の一兵まで死守せんと頑張つたこの山を諦めかねて猛然と逆襲して来たその数約三百餘、進軍喇叭に士氣を鼓舞しつゝ、我側背に迫つて来る。敵の後方陣地からは迫撃砲、機銃の掩護射撃だ。素早くこれを認めた藤井上等兵は僅かに十數名を率ゐて、新高山前方の二ツ穴高地に駆け登つた。敵は此の時既に七合目で押寄せてゐた。此の高地を敵の手に委ねるか、尊い幾多の犠牲を拂つて奪取した新高山は危険に晒される。「何を小癪な」と怒髪天を衝いた藤井上等兵は、部下を指揮して手榴弾、機銃の一齊掃射を浴せかけた。降つて湧いた様な我勇士の出現に、今まで整然と前進を續けてゐた敵兵は、蜂の巣を突いたやうな大混亂に陥つた。此の機逸すべからずと藤井上等兵は單身銃剣をかざして、敵中深く躍り込み當るを幸ひ薙ぎ倒し、突き倒し、指揮官と覺しき將校以下多數の兵を刺し殺し鮮血を浴びて阿修羅の如く奮戦中恨の敵弾を頭部に受けてドッと倒れた。「それ隊長を殺すな」と喊聲物凄く突入する我が勇士の氣合に吞まれてはじめの元氣は何處へやら、敵は三十餘の屍體を残して蜘蛛の子を散らすやうに逃げ出した。急を聞いて駆けつけた

八嶽部隊長の「藤井、よくやつてくれた。高地は前の働きで見事占領したぞ」との言葉を聞くや藤井上等兵は、ニッコリ笑つて苦しい息の下から「天皇陛下萬歳！」を二度叫んで息を引取つた。

此の藤井上等兵は「過ぎし圓河村の戦闘では敵の騎兵三名と出合ひ、二名を銃剣の鎗となし、一名を組伏せて首級を挙げたと言ふ柔道三段の猛者で、南苑攻撃では左第一線の一番乗りをし、埤里村の戦闘では七名の決死隊を率ゐて本隊入城の口火を切つたのであつた。これまでの戦闘では常に第一線に立ち、突撃の際はさまつて藤井上等兵が先頭だつた」と西本部隊長も彼の豪膽ぶりを賞してゐた。保定から石家莊までの追撃戦の途中熱病に冒され、四十度以上の高熱でフラフラになりながら、○隊長である私が病院入りをしては申譯がない」とて病を押して強行軍に加はり、爲めにさすがの熱病も二日で退散してしまつて、ケロリと癒つたと云ふ逸話の持主も又藤井上等兵である。

かねて死を覺悟してこの激戦前にものしつたらしい左の辭世の歌と遺書を懐中してゐた。

◎辭世

君のため倒れし人の後追ひて

我も組せん九段靖國

◎豊橋教導學校二木中隊長宛の遺書

藤井は満足です。男子の死場所を得た。今は思ひ残すことはありません。平素の精神訓話を守り男らしく死んで行きます。靖國神社へ歸る喜びで一ぱいです。

◎故郷の岡山縣後月郡西江原町民一同宛の遺書

藤井佐一は今、日本武士として男らしく死んで行きます。

◎事變直前まで教鞭をとつてゐた西江原小學校四年生男生徒一同宛の遺書
 みんな元氣か、先生は今、廣い野原の中で死んで行く。みんなも早く大きくなり、そして立派な人
 となる事を祈ります。仲よく元氣で勉強してくれ。
 死の刹那、死の瞬間まで言々々々肺腑を抉る切々の文字を以て、町民へ將又愛し教へ子へ辭世の歌
 と共に送る血涙の訣別の書こそは、その武勳と共に永遠に北支の空に輝く明星である。

◆大和男子の血に彩られたる

綏遠城攻略戦

四丈の城壁を攀ち望樓で發火信號

田中部隊長は友軍快速部隊が歸化城猛撃を開始した十月十三日午後五時小黒河の河原に全員を集め
 「大和男子の血を以つて綏遠城壁を紅に染め、最後の一兵となるまで敵陣に突入し綏遠城の敵を殲滅
 するのだ」と悲壯な決意を語り、まづ決死の偵察隊を出すことになつた。部下の全員は我も我もと決
 死隊員を志願したが、部隊長は紅顔の青年將校西村少尉をその偵察隊長に選んだ。

西村少尉は部下七名を率ひ午後六時月明を利用して綏遠城に迫つた。綏遠城の敵陣に躍り込み四丈餘
 の城壁を乗り越えて敵陣を搜索するまでは、どうしても一發も發砲することは出来ない。午後七時半
 八勇士は南門の一角に達した。梯子が架けられた、抜刀の西村少尉を先頭に、息を呑み聲を殺して城
 壁を攀ち登つた。ヒラリと身を躍らした西村少尉は忽ち敵の前哨を薙ぎ倒し、城壁の暫壕内に脱兎の
 如く跳び込んだ。二人三人次々に前哨を斬り倒し、突き倒して瞬く間に決死隊は南門望樓の敵を全部

殲してしまつた。かくて静かに敵陣を搜ぐると城内の敵は約千二百、歸化城攻撃に怖ぢ氣づいて浮足
 立つてゐる。時は今だ！と西村少尉は決意し、發火信號により本隊に急報した。時に午後十時四十分
 時を移さず本隊から前進發火信號が放たれた。刻一刻味方突入の時は迫る。西村少尉等決死の八勇士
 は胸を躍らせつゝ機を熟するのを待つた。月は陰山の遙か彼方に落ちて、漆黒の闇は周囲を包んでし
 まつた。

十四日午前一時田中部隊の主力は南門の一角に突入した。城壁から城内から敵軍殲滅の意氣に燃ゆ
 る皇軍勇士は突入した。城内の敵は此の突然の攻撃に右往、左往の大混亂。見る見の中に手榴彈、迫
 撃砲、小銃、拳銃の猛烈な射合ひ、兩軍入り亂れての大亂闘となつた。然し無敵皇軍の武勇に敵すべ
 くもない。敵は漸次壓迫されて、北門から陰山々脈へと逃走を開始した。

かくて各所に市街戦の喊聲が上り萬歳の叫びは城壁にこだまして綏遠の空を震はした。激戦六時間
 田中部隊は數十倍の敵を殲滅し、十四日午前八時五分完全に綏遠城を占領し、城頭高く朝日と共に日
 章旗は翻へされた。

◆白兵戦の真只中

戦國時代さながらに

敵隊長との一騎討

去る十月二十日京漢線急追撃の田部部隊が漕河々畔西浦庄西方小部落を占領後間もなく、杉山少尉
 が部下を率ひて西浦庄の本隊を守る爲、南方の高地を占領やつと一息ついたのは午後二時過ぎだつた。

突然ツアーツと云ふ喊聲を擧げて北からも南からも潮の如き敵の逆襲があつた。少尉は沈着に而も機敏に「開ケ」伏せの命令を下した。忽ち飛來する彈丸の雨、黄緑色の敵の鎧兜が次々と追つて來た。「射テ！」と危ふく聲が咽喉までこみ上げて來るのをグツと休へた。味方の弾はこの大敵を全滅させるには餘りにも少ない。而も敵は四十米、三十米と近づいて來る。頃しもよしと少尉の唇から肺腑を抉る「突撃に前へ！」の號令が青空を劈いて進つた。皇軍勇士が最後の死の突撃だ。眞先に挑みかゝつたのは若武者杉山光尾少尉、白刃を振り翳しつゝ、手榴彈の嵐をくゞつて敵中深く斬入ると、一敵將が健氣にも浮足立つた部下を大聲に叱咤してゐる。よき敵ごさんなれと少尉は刀を揮りかぶつて敵將目がけて斬りつけた。敵も天晴れ指揮刀の先で受止めて、二、三合打つたが若武者の勇武と日本刀の斬れ味の前には一たまりもなく、次の瞬間血シブキの中に殞れてしまつた。左肩から右胸かけての見事な袈裟がけだ！之を見た味方は潮の如くに奮ひ立ち、瞬く間に敵を追ひ拂つた。敵將校の服には「二十五師百五十團長會謙」と書いてあつた。激戦約一時間ホツと一息つく間もなく、午後三時又もやラツバと共に砂塵をあげて敵の襲撃隊が波を打つて押寄せた。高地は更に屍の山を築き、激闘一刻再び敵は退却した。

此の激戦の後杉山青年少尉は敵ながら天晴れだつた曾大佐の遺骸を葬るべく、部下と共に探したが見當らなかつた。流石は蔣介石直系で粒寄りの精銳と稱せられるだけに、再度の退却の際何時の間にか持ち歸つてゐたのであつた。杉山少尉は、「實際敵ながら褒めてやつてもよいと思ふ」と語つて、敵將の爲にしばし黙禱を捧げた。

「天晴れる敵」とほめ、敵將の爲に黙禱する杉山少尉こそ、一騎討の勇士にふさはしい古武士そのまゝの姿ではあるまいか。

敵の隊長杖で殴り

續く部下翹て止めを刺す

大場鎮朱家橋宅の珍突撃

大場鎮占領の十月二十六日午前十時頃、總攻撃の激戦最中の事である。大場鎮より約四百米前方の朱家橋宅へ果敢なる前進を續けてゐた奥田茂隊長は、身近に炸裂した迫撃砲弾のために、左掌と右大腿部に破片剣を受けた。剛氣の奥田隊長は怒り心頭に發した。左手の傷口を有合せの繃帯でグルグル巻きにして、三角巾で首に吊るしたまゝ、跛をひきつゝ、「前進」と駈け出し、敵彈雨霰と降り來る中を全身血塗磨になつたまゝ、三十九名一かたまりとなつて棉畑の中を、轉げんばかりに突撃を續けた。跛の隊長を見かねた傳令の藤田二郎一等兵は、どこかで頑丈な木の枝を見つけ、「これをステツキに」と差出した。奥田隊長は部下の心盡しのステツキをつくよりも指揮刀の代りに振廻しつゝ、相變らず先頭に立つて跛の突撃を續け、やつとの事で朱家橋宅敵陣地の一角に飛び込んだ。續く部下の三十八人「ワアツ！」とばかりに雪崩込んだ。掩蔽壕のある堅固な塹壕や、家屋陣地に潜んで機銃にしがみついてゐた支那兵はこの勢に呑まれてビククリ仰天射撃も忘れて、我れ勝にと塹壕の中から這ひ出して來る。待構へてゐた隊長はそれをステツキでぶん殴る。側から藤田一等兵が銃剣で止めを刺すと云つた調子、雪崩込んだ三十八人がチーウムクよろしく「突く」刺す「斬る」の大暴れ、こんな白兵戦にな

ると攻撃的な気合ひのかゝつた方が有利だ。鐵砲と彈丸を差出して日本兵を拜むもの、支那の紙幣を高く差上げて塹壕の中にひれ伏し命乞ひをする者等色々な珍風景を呈したのもあつた。かくて約二時間の戦闘が終つた時隊長が「戦死、戦傷者は？」と氣がかりに人員點呼を行ふと、「戦死一名、負傷者なし」と元氣な答へがあつた。

戦ひ濟んで同部隊本部が調べたところ、敵の死體はなんと三百八十、鹵獲兵器はチェッコ機銃二十九、イギリス機銃六、小銃二百餘挺と言ふ大量ぶりであつた。流石挺身突撃で有名な應森部隊の勇士達も、三十九名一團となつて大敵を敗走させ、若干の捕虜と三百八十の死體を出させた敵隊長のステツキ突撃には舌を巻いて驚いてゐる。

三 銃後の赤誠

◆血書を添へて

訓話に感激した少年の献金

青年總動員訓練に咲く花

去る十一月一日午後二時頃、宜蘭公學校校長室に於いて、同校甘首席訓導が來客と會談中あわたくしく駆け込んで來た一少年があつた。「校長先生」と早口に言ひかけて、久保田校長の姿が目に入らぬので、急に口をつぐみサツと赤面した。甘訓導が「校長先生は只今留守ですが何か御用かね」と尋ねた所、少年は愈々顔を眞赤にして唯黙つてゐるばかりであつた。見ると手に封筒をしっかりと握りしめ

てゐる。不思議に思つた甘訓導は更に「用事があるの、君の名前は何と云ふの」と優しく問へば益々恐縮して、今にも逃げ出さんばかりである。甘訓導はこれにはキツト何か深い譯があると氣をきかして少年を室外に連れ出し、ソツと少年の手から封筒を取つて開封して見ると、國防献金と書いた紙包みが出て來た。更に紙包みを解いて見ると、二圓の紙幣が入つて居り、その上に生々しい血染の日の丸に「武運長久、國民精神總動員」と血書した便箋紙が乗せてあつた。一切の事情を悟つた甘訓導は感激に震へ乍ら少年を見下した。少年は紅潮した顔に羞恥と恐縮と興奮の複雑な表情を現はして、眞眞な兩眼には涙の露を光らし乍ら、甘訓導の顔を見上げてはハラ／＼と涙をこぼした。たまりかねた甘訓導は、しつかと少年の腕をとつて「よくやつて呉れた／＼……」と感激の聲に咽んだのであつた。

この少年は宜蘭街巽門、林澤火氏の長男今年十六歳の林錫奎君で、青年總動員第一部の訓練に参加し、一週間を通じての訓練、就中精神訓話によつて子供心にも帝國國體の有難さ、皇軍將士の盡忠報國ぶりに感激の餘り、かねて少しづつ貯へてゐた小遣錢を引き出して、國防献金せんと血染の書と共に久保田校長に託せんとしたが、内氣で純真な少年だけに數日間出しかねてゐたが、一日遂に意を決して校長室に飛び込んだのであつたが、校長の不在の爲めすつかり戸惑ひして、前記の如き感激の一場面を作つたのであつた。

青年總動員訓練のもたらした美談として、將又時局進展と共に少年の心の奥深く反映した銃後の赤誠として、聞く人々に深い感銘を與へてゐる。

◆健氣な本島人軍夫の妻

名譽の戦傷の夫に

「早く全快して又戦地へ」と激勵

本島人軍夫鄭炎火君は目下〇〇病院にて、多數の戦傷兵と共に入院加療中であるが、この程遙か故郷の新妻から鄭君に届けられたタド／＼しい文の中にも憂國の熱情が綴られてある葉書が、病院中の感激の話題になつてゐる。葉書の主は鄭君の郷里、臺北州七星郡内湖庄の留守宅を守るまじう若い妻女林氏萬花さんである。手紙には

拜啓近頃〇〇病院よりの手紙を拜見しましたが、貴殿現在病氣中と申しますが、御心配ない様に御療養下さい。若し御全快したら再び我が大日本國家の爲に仕事をよく働いて、凱旋するやうに御歸りなさい。家中の人は皆達者であります。何卒御安心して下さい。(原文のまま)

とたどたどしい書振りではあるけれども、新妻が夫の戦傷を氣遣ひつゝも、愛國の至情を卒直に言ひ表はしてゐるのには感激の外はない。

鄭君は〇〇部隊附軍夫として従軍し、〇月〇日〇〇の戦闘に於いて彈雨を冒して、彈丸運び中左上膊骨折貫通銃創を負ひ、左腕切断の手術を受けこの程〇〇に後送されたのである。鄭君は新妻の雄々しい激勵に感激しつゝ、「一本の腕はなくなつてしまひましたけれども、残つた右腕でもう一度戦線に立ちたいと思ひます」と逞ましい決意を示し、この夫にしてこの妻ありの感を抱かしめた。河合七星郡守も、「鄭君は内湖庄役場から十二軒も離れた草深い田舎香山の出身であるが、稀に見る努力家で地方公共の事にも常に卒先して活動し、模範青年として人望があつた。今同名譽の負傷で本人も本望

であらう。然し本人は非常な決意で、是非全快次第再度出征すると意氣込んでゐるさうだが、全く此の度の活動と言ひ、父君妻女の激勵と言ひ、實に感心に堪へない。深く感謝してゐる」と目をうるませて語つたのであつた。

◆情けの治療と蕃薯露

出征軍夫家族にまつはる感激美談

秋とは言へ熱帯地の太陽はまだ眞夏の暑さを偲ばせる十月二十日の晝下り、臺南市清水町の再生堂醫院を訪れた一婦人があつた。色あせた臺灣服と白粉氣もない日焼けした顔、そして後からゾロ／＼とついて来る五人の子供と、脊に負つてゐる瘦せ衰へた赤ん坊、見るからに貧しい生活の面影を宿してゐる。此の一家七人連れば臺南市安平の出征軍夫何定福の妻何施氏悦さんと子供達で、脊に負つてゐる今年二才の女の子が一週間位ひも前から、急性腸加答兒に罹つたので今まで自宅治療を續けてゐたが一向容態がよくならぬばかりか、次第に悪くなつて行くので遂に此の病院の門をたゝいたのである。何施氏悦さんは「夫は今出征中で、蓄財はなく、差當り藥餌にも困る有様ですから、夫が歸臺するまで入院料の拜借を願ひ度い」と申し出た。院主高再徳氏は此の話聞いて非常に同情し、入院料免除にて入院せしめる事にして最善の治療を施した。何施氏悦さんの喜びは如何ばかりか、高氏を伏し拜まんばかりにして感謝の言葉を繰りかへし、それからは五人の子供と共に病院の一隅に寝起きして情の治療と共に必死の看病を續けた。

然し母親の看護も、醫師の全力を傾けた治療も遂にその效なく、愛兒は十月二十三日遂にあの世に

旅立つてしまつた。
 悦さんは夫の出征中の此の出来事を申譯けないと悲しんだが、高醫師の情ある計らひで野邊の送りも無事に済むことが出来た。
 此の話を傳へ聞く人々はいづれも悦さん一家に、深い同情を寄せてゐるが、中でも臺南專賣局雇郷天生氏は、直に同家族を訪問同情の言葉と共に白米二斗、蕃薯籮二俵を送り其の生活の一助にもと差出した。
 高氏の情けの治療と云ひ、郷氏の心籠る贈物と云ひ巷の隅々に咲く銃後の花束であり眞の人の情ではあるまいか。

附 録

事 變 日 誌

臨 時 情 報 部

十月二十一日

1. 九國條約會議の招請狀外務省に達せり。
2. 上海新木橋西側の陣地戴家宅を占據せり。
3. 京漢線滄河の敵前渡河に成功豐樂鎮の敵陣動搖せり。
4. 津浦線禹城驛を隔る一軒の地點に進出せり。
5. 左の地點を空爆せり。
 南京・蘇州・松江・閘北・浦東・江灣・廣福・馬陸鎮・大場鎮。

十月二十二日

1. 上海北四川路に於て英支兩軍衝突銃火を交へたり。

十月二十三日

1. 山東の韓復榘對日抵抗を公言せり。
2. 津浦線沿線に於て午前陵縣午後鳳凰店を占據せり。
3. 左の地點を空爆せり。
 閘北・江灣・浦東・大場・南翔・嘉定の敵部隊。徐州、碭山、泰安、徐州間に於て軍用列車。蘇州・南京・安慶・大名・彰德・臨邑。
4. 綏遠省獨立を宣言し年號を成吉思汗紀元七百三十二年とせり。
5. 津浦線陵縣の南方馬腰務を占領せり。
6. 京漢線豐樂鎮驛を占據せり。

4. 左の地點を空爆せり。

- イ、南翔・大場鎮・嘉定・浦東・江灣鎮・閘北・南京・安慶・南昌及び南潯線。
- ロ、京漢線彰德及び湯陰驛の軍用列車。
- ハ、正太線娘子關・平定・陽泉。
- ニ、其他汾陽・臨清・大名。北上中の山東軍。

十月二十四日

- 1. 大場鎮走馬塘クリーク北側の敵陣地を占據せり。
- 2. 上海の敵第一線部隊總退却を開始せり。
- 3. 復旦大學を完全に占據せり。
- 4. 大場鎮潰走の敵部隊の退路に大爆撃を加へ之を遮斷せり。

5. 左の地點を空爆せり。

- 南翔鎮・南京・松江・楊家鎮・漢口・南昌。

十月二十五日

- 1. 天皇陛下には北支に轉戦する我が將兵に對し御慰問の有難き思召を以て、四手井侍從武官を御差遣あらせられたり。御聖旨を拜し第一線の將兵感激し意

氣愈々旺なり。

- 2. 大場鎮北方の南金宅を突破せり。
- 3. 真茹鎮前方の敵陣地を占據せり。
- 4. 復旦大學の後方面學院を占據せり。
- 5. 左の地點を空爆せり。

- 南翔・小南翔・虹橋鎮・真茹・大場・江灣・松江・廣三・新寧兩鐵道、津浦・滬海兩鐵道及び兗州・臨城・棗莊に於て軍用列車。

十月二十六日

- 1. 本曉廟行鎮を完全に占據せり。
- 2. 大場鎮を完全に占領せり。
- 3. 真茹無電臺を占領せり。
- 4. 正太線娘子關を完全に占據せり。

- 5. 厦門港外金門島の軍事施設に對し空海より猛撃を加へたり。

6. 左の地點を空爆せり。

- 南京・句容・蘇州・嘉定・廣德・杭州・忻縣・太原・濟陽。

十月二十七日

- 1. 綏遠省蒙漢兩民族代表宣言を發表し、新政權を、蒙古聯盟自治政府に決定し、政府所在地歸綏(綏遠・歸化)を、厚和蒙特に改稱し、樂土建設の第一歩を踏出せり。
- 2. 上海戰線に於て斗門橋・范家宅・歐家宅・浪江橋を占領せり。

3. 左の地點を空爆せり。

- 崑山・蘇州の敵部隊及軍需品、松江・南翔・嘉定・常州・無錫・蘇州河の諸鐵橋。

十月二十九日

- 1. 全島民を擧げて戰捷祝賀提燈行列を舉行せり、晝は女・小・公學校生徒の旗行列を行へり。
- 2. 上海方面の王塘橋・鐘家宅を占據せり。
- 3. 正太線の要衝平定を占領せり。

- 5. 松江の増援部隊・太原・江東橋(厦門漳州間に在る橋)を空爆せり。

十月三十日

- 1. 上海戰線。

- 1. 我が帝國は九國條約國會議に不参加を回答せり。
- 2. 上海戰線。

イ、堂々江灣鎮の敵を撃破入城せり。

ロ、真茹鎮を占領せり。

- ハ、中山路上の京滬・滬杭兩鐵道の分岐點を占領し上海・南京間の交通を遮斷せり。

- ニ、我が一部隊は中央造幣廠を占據せり。

- ホ、北停車場・鐵道管理局・商務印書館を占領せり。

- ヘ、特志・勞働兩大學を占據せり。

- ト、南翔に向け空陸相呼應して猛撃し同地攻略の大進軍を開始せり。

- 3. 廣東省赤灣・大南山の砲臺を砲撃破壊せり。

- 4. 正太線の新關を占領せり。

- 5. 黃渡鎮(南翔附近)・泰安・太原・鄒縣(津浦線)を爆撃せり。

- 6. 陸軍省發表の支那兵死傷。

- 北支十七萬五千。
- 上海二十五萬。

計四十二萬五千。

十月二十八日

イ、北部戦線に於て謝家宅・張仙剛を占據せり。

ロ、蘇州河北岸の我が部隊空陸掩護の下に敵前渡河に成功せり。

ハ、新鎮附近攻撃中の我が部隊周家橋及び其他の附近部落を占據せり。

ニ、南翔攻撃中の我が部隊は劉家巷、沙家宅、楊家宅を占領し江橋鎮に肉薄中なり。

2. 津浦線の要衝寧津を占領せり。

3. 正太線の要衝陽泉を占領せり。

4. 太原を空襲し敵機一機を撃墜し八機を地上爆破せり。

十月三十一日

1. 上海戦線

イ、閩北四行倉庫内の敗残兵を掃蕩し之を占領せり。

ロ、北部戦線楊涇クリーク兩岸の小宅・半家宅を占據せり。

ハ、閩北内は完全に掃蕩され治安は陸戦隊により維持せらる。

2. 正太線羊興鎮を突破し壽陽に向け進撃中。

3. 太原を空襲し火薬庫其他軍事施設を爆破し次いで南方の榆次驛を爆撃せり。

(以下次號)

昭和十二年十一月十二日印刷
昭和十二年十一月十四日發行 (月三回發行)

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地

印刷人 加藤 豊吉

臺北市京町一丁目四十三番地

印刷所 小塚本店印刷工場